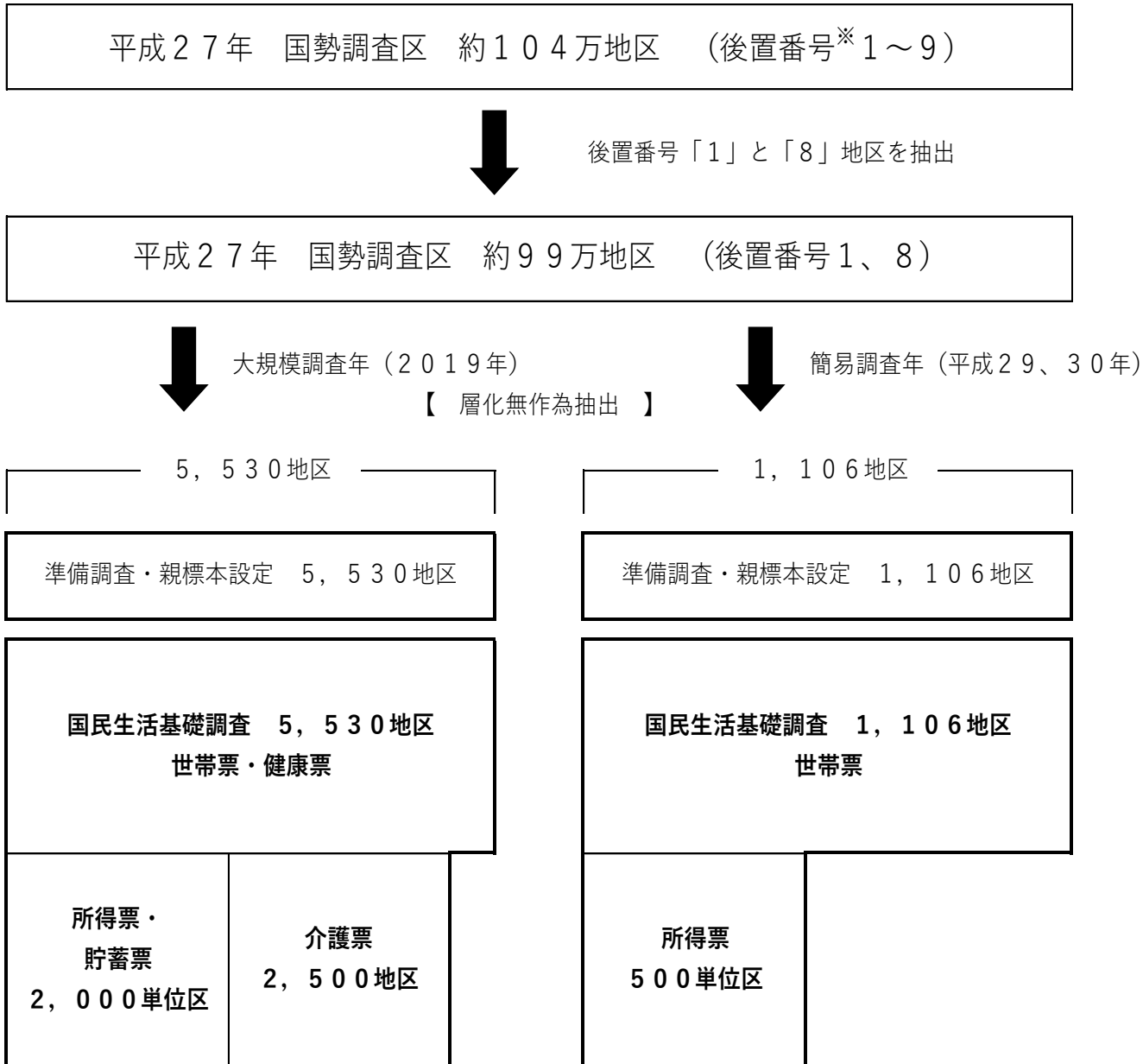


国民生活基礎調査の推計方法の 見直しについて

1. 調査地区の抽出体系



※ 後置番号

国勢調査区は後置番号1~9に分類されており、国民生活基礎調査ではそのうち後置番号1(一般調査区)及び8(おおむね50人以上の単身者が居住する寄宿舍・寮等のある区域)を調査地区としている。

地区：

1地区当たり50世帯程度

単位区：

1地区を更に原則15世帯以上30世帯以下程度になるよう分割したもの

2-1. 調査対象地区数・単位区数（大規模調査（2019年））

番号	都道府県	世帯票・健康票					介護票		所得票・貯蓄票	
		地区数	保健所数	福祉事務所数	世帯数(H27)	人口(H27)	地区数	保健所数	単位区数	福祉事務所数
	全国	5,530	457	1,078	296,913	718,697	2,500	432	2,000	835
01	北海道	61	19	28	2,960	6,573	28	13	33	21
02	青森県	60	6	13	3,082	7,975	31	6	12	8
03	岩手県	81	9	18	3,883	10,002	34	8	25	13
04	宮城県	70	7	17	3,518	9,865	32	7	26	12
05	秋田県	76	8	16	3,953	10,682	35	8	14	10
06	山形県	78	4	16	3,642	10,598	35	4	17	12
07	福島県	52	6	16	2,611	7,659	23	5	19	10
08	茨城県	100	12	32	5,471	14,330	46	11	54	24
09	栃木県	75	5	16	4,038	10,448	36	5	30	13
10	群馬県	67	10	15	3,667	8,991	31	10	29	13
11	埼玉県	60	12	31	3,442	8,635	27	11	33	23
12	千葉県	49	13	27	2,989	6,520	23	9	25	16
13	東京都	51	7	20	3,047	6,563	23	7	26	15
14	神奈川県	44	6	17	2,444	5,824	21	6	23	14
15	新潟県	70	10	19	3,496	9,610	32	10	30	15
16	富山県	64	4	11	3,338	9,430	29	4	13	6
17	石川県	62	4	12	3,462	8,978	27	4	16	8
18	福井県	71	6	12	3,553	9,975	34	6	10	7
19	山梨県	82	4	15	4,603	11,664	36	4	15	9
20	長野県	85	10	25	4,536	11,597	40	9	40	20
21	岐阜県	82	7	23	4,541	12,207	39	7	30	17
22	静岡県	60	7	20	3,731	9,261	27	7	33	17
23	愛知県	62	10	25	3,469	8,813	28	10	34	20
24	三重県	100	9	18	5,292	12,966	46	9	40	13
25	滋賀県	79	6	14	4,195	11,371	35	6	27	12
26	京都府	50	7	14	2,715	6,821	23	7	25	10
27	大阪府	55	10	24	2,924	6,849	25	10	30	16
28	兵庫県	41	11	20	2,333	6,123	18	9	23	15
29	奈良県	73	4	13	3,748	9,649	32	4	23	11
30	和歌山県	67	7	14	3,215	7,855	29	7	15	10
31	鳥取県	73	3	17	3,487	9,300	35	3	9	8
32	島根県	77	7	16	3,729	9,854	35	7	13	9
33	岡山県	33	5	16	1,662	4,412	16	4	14	10
34	広島県	34	4	13	1,724	3,960	15	4	19	8
35	山口県	78	7	14	3,943	9,193	36	7	24	10
36	徳島県	100	6	11	5,073	12,512	45	6	17	6
37	香川県	55	4	10	2,854	7,152	25	4	13	6
38	愛媛県	68	6	14	3,466	8,154	30	6	20	10
39	高知県	57	5	15	2,446	5,806	25	5	10	5
40	福岡県	51	10	25	2,931	7,475	22	9	29	19
41	佐賀県	100	5	13	5,378	15,202	45	5	15	7
42	長崎県	51	8	14	2,771	8,691	24	7	15	9
43	熊本県	60	10	20	3,179	8,607	27	10	22	12
44	大分県	61	6	14	3,063	7,561	26	6	16	8
45	宮崎県	63	8	13	3,396	8,211	27	7	17	10
46	鹿児島県	65	13	24	3,335	7,225	29	10	27	16
47	沖縄県	84	5	14	5,159	13,038	38	5	23	10

番号	政令指定都市 中核市	中核市の 市区町村番号	世帯票・健康票					介護票		所得票・貯蓄票	
			地区数	保健所数	福祉事務所数	世帯数(H27)	人口(H27)	地区数	保健所数	単位区数	福祉事務所数
1312	東京23特別区		157	22	22	8,938	17,246	73	21	84	30
0112	札幌市	60	1	10	3,375	6,889	27	1	33	10	
0412	仙台市	60	1	5	3,874	8,216	27	1	23	5	
1112	さいたま市	60	1	10	3,346	7,624	27	1	28	9	
1212	千葉市	60	1	6	3,215	7,217	26	1	22	6	
1412	横浜市	60	1	18	3,033	6,596	27	1	33	16	
1422	川崎市	60	1	7	3,439	6,994	27	1	33	9	
1432	相模原市	60	1	3	3,100	6,900	27	1	17	3	
1512	新潟市	60	1	8	3,516	9,036	27	1	15	6	
2212	静岡市	60	1	3	3,094	7,484	27	1	15	3	
2222	浜松市	60	1	7	3,555	9,097	27	1	15	5	
2312	名古屋市長区	60	1	16	3,053	6,692	27	1	33	15	
2612	京都市	60	1	11	3,407	8,835	27	1	33	12	
2712	大阪市	60	1	23	2,890	5,644	27	1	33	17	
2722	堺市	60	1	7	3,160	7,512	27	1	20	7	
2812	神戸市	60	1	9	2,917	6,315	27	1	33	9	
3312	岡山市	60	1	4	3,700	8,435	27	1	15	5	
3412	広島市	60	1	8	3,443	7,522	27	1	29	8	
4012	北九州市	60	1	7	3,043	6,377	27	1	23	7	
4022	福岡市	60	7	7	3,112	5,910	27	7	32	7	
4312	熊本市	60	1	5	3,600	8,701	27	1	15	5	
0115	旭川市	01-204	6	1	375	764	2	1	4	1	
0125	函館市	01-202	8	1	375	832	4	1	4	1	
0215	青森市	02-201	22	1	1,118	2,727	9	1	8	1	
0225	八戸市	02-203	18	1	1,010	2,371	5	1	8	1	
0315	盛岡市	03-201	19	1	992	2,261	11	1	4	1	
0515	秋田市	05-201	24	1	1,425	3,281	10	1	8	1	
0615	山形市	06-201	22	1	1,212	3,115	10	1	5	1	
0715	郡山市	07-203	14	1	1,001	2,552	7	1	7	1	
0725	いわき市	07-204	20	1	999	2,538	8	1	10	7	
0735	福島市	07-201	14	1	878	2,119	8	1	3	1	
0915	宇都宮市	09-201	25	1	1,603	4,045	9	1	9	1	
1015	前橋市	10-201	17	1	882	2,184	9	1	7	1	
1025	高崎市	10-202	16	1	891	2,171	6	1	6	1	
1115	川越市	11-201	4	1	221	425	3	1	1	1	
1125	越谷市	11-222	4	1	231	552	1	1	3	1	
1135	川口市	11-203	12	1	544	1,280	5	1	7	1	
1215	船橋市	12-204	8	1	483	1,014	4	1	4	1	
1225	柏市	12-217	3	1	287	495	1	1	2	1	
1315	八王子市	13-201	12	1	645	1,400	4	1	8	1	
1415	横須賀市	14-201	6	1	304	743	2	1	4	1	
1615	富山市	16-201	36	1	1,903	4,609	16	1	9	1	
1715	金沢市	17-201	38	1	2,170	4,925	18	1	9	1	
1815	福井市	18-201	29	1	1,558	4,059	11	1	5	1	
1915	甲府市	19-201	18	1	926	2,161	9	1	2	1	
2015	長野市	20-201	15	1	800	2,047	6	1	4	1	
2115	岐阜市	21-201	18	1	1,063	2,636	7	1	11	1	
2315	豊橋市	23-201	7	1	317	917	2	1	5	1	
2325	豊田市	23-211	7	1	472	838	5	1	2	1	
2335	岡崎市	23-202	4	1	226	550	1	1	3	1	
2515	大津市	25-201	21	1	1,044	2,675	10	1	3	1	
2725	高槻市	27-207	9	1	473	1,053	7	1	2	1	
2735	東大阪市	27-227	10	1	521	1,387	3	1	2	1	
2745	豊中市	27-203	9	1	414	878	4	1	5	1	
2755	枚方市	27-210	8	1	471	1,186	3	1	5	1	
2765	八尾市	27-212	4	1	199	433	2	1	2	1	
2775	寝屋川市	27-215	5	1	229	620	2	1	3	1	
2815	姫路市	28-201	8	1	401	1,139	4	1	4	1	
2825	西宮市	28-204	13	1	761	1,410	4	1	8	1	
2835	尼崎市	28-202	12	1	649	1,332	7	1	5	1	
2845	明石市	28-203	6	1	372	847	3	1	3	1	
2915	奈良市	29-201	27	1	1,393	3,220	13	1	7	1	
3015	和歌山市	30-201	33	1	1,878	4,644	16	1	7	1	
3115	鳥取市	31-201	27	1	1,283	3,266	10	1	3	1	
3215	松江市	32-201	23	1	1,258	3,119	10	1	1	1	
3325	倉敷市	33-202	27	1	1,515	3,868	11	1	12	3	
3415	福山市	34-207	15	1	780	1,921	8	1	7	1	
3425	呉市	34-202	6	1	280	712	2	1	4	1	
3515	下関市	35-201	22	1	1,129	2,569	9	1	9	1	
3715	高松市	37-201	45	1	2,547	5,988	20	1	8	1	
3815	松山市										

2-2. 調査対象地区数・単位区数（簡易調査（平成30年））

番号	都道府県	世帯票					所得票	
		地区数	保健所数	福祉事務所数	世帯数(H27)	人口(H27)	単位区数	福祉事務所数
	全国	1,106	351	575	58,524	137,298	500	356
01	北海道	26	14	18	1,345	2,737	10	8
02	青森県	8	5	5	404	1,019	5	4
03	岩手県	6	3	3	325	937	3	3
04	宮城県	10	5	6	482	1,243	4	3
05	秋田県	5	3	3	248	728	2	2
06	山形県	4	4	5	288	841	4	3
07	福島県	7	5	6	279	756	4	4
08	茨城県	22	11	15	1,353	3,216	10	7
09	栃木県	12	5	7	739	1,964	5	3
10	群馬県	10	5	6	546	1,413	3	3
11	埼玉県	37	12	22	1,967	4,856	16	13
12	千葉県	35	8	17	1,922	4,517	14	10
13	東京都	32	6	14	1,736	3,747	13	8
14	神奈川県	24	5	10	1,161	2,940	9	7
15	新潟県	12	5	7	544	1,451	5	5
16	富山県	5	2	3	275	799	4	3
17	石川県	6	2	3	352	958	2	2
18	福井県	6	3	5	242	602	3	2
19	山梨県	7	3	5	317	856	3	2
20	長野県	16	7	9	903	2,231	8	6
21	岐阜県	12	5	9	688	2,032	5	5
22	静岡県	16	5	12	913	2,224	7	7
23	愛知県	33	9	19	1,837	4,593	15	10
24	三重県	15	6	7	801	1,906	7	4
25	滋賀県	8	4	7	377	1,142	4	4
26	京都府	10	4	8	434	1,238	4	4
27	大阪府	26	12	17	1,390	3,409	12	9
28	兵庫県	16	7	12	809	2,119	7	6
29	奈良県	6	2	4	362	977	3	2
30	和歌山県	8	4	6	307	711	4	4
31	鳥取県	2	1	1	98	231	1	1
32	島根県	5	4	4	263	828	3	3
33	岡山県	5	4	4	292	824	2	2
34	広島県	8	4	4	378	793	5	4
35	山口県	11	4	4	491	1,207	5	3
36	徳島県	6	1	3	308	757	3	2
37	香川県	4	3	4	261	690	-	-
38	愛媛県	10	5	6	509	1,261	3	3
39	高知県	5	3	4	214	431	3	2
40	福岡県	18	8	15	1,008	2,730	7	7
41	佐賀県	6	5	6	299	864	3	3
42	長崎県	3	2	2	100	249	1	1
43	熊本県	8	6	8	418	1,041	4	4
44	大分県	5	4	4	206	491	4	2
45	宮崎県	5	4	4	276	646	2	2
46	鹿児島県	11	5	7	612	1,461	5	5
47	沖縄県	10	4	8	561	1,530	4	3

番号	政令指定都市 中核市	中核市の 市区町村番号	世帯票					所得票	
			地区数	保健所数	福祉事務所数	世帯数(H27)	人口(H27)	単位区数	福祉事務所数
1312	東京23特別区		96	21	21	5,349	10,181	44	20
0112	札幌市		19	1	9	1,070	2,166	9	7
0412	仙台市		9	1	5	486	1,226	4	3
1112	さいたま市		11	1	7	609	1,318	5	5
1212	千葉市		9	1	6	540	1,147	4	3
1422	横浜市		35	1	16	1,768	4,042	16	10
1422	川崎市		14	1	7	645	1,207	6	4
1432	相模原市		7	1	3	324	724	3	2
1512	新潟市		6	1	4	287	672	3	3
2212	静岡市		6	1	3	363	881	3	3
2222	浜松市		6	1	3	329	829	3	2
2312	名古屋市中核市	01-204	23	14	14	1,120	2,441	11	10
2612	京都市		15	1	9	710	1,493	7	5
2712	大阪市		29	1	15	1,460	3,066	13	9
2722	堺市		8	1	6	348	767	3	3
2812	神戸市		15	1	8	761	1,688	7	6
3312	岡山市		6	1	4	319	772	3	3
3412	広島市		11	1	7	628	1,432	5	4
4012	北九州市		9	1	4	520	1,179	4	2
4022	福岡市		16	7	7	814	1,586	7	5
4312	熊本市		6	1	5	337	941	3	2
0115	旭川市	01-204	2	1	1	114	246	2	1
0125	函館市	01-202	4	1	1	212	479	3	1
0215	青森市	02-201	2	1	1	100	244	-	-
0225	八戸市	02-203	1	1	1	57	167	-	-
0315	盛岡市	03-201	5	1	1	253	531	2	1
0515	秋田市	05-201	3	1	1	186	437	2	1
0715	郡山市	07-203	2	1	1	124	244	-	-
0725	いわき市	07-204	3	1	1	130	274	2	1
0735	福島市	07-201	3	1	1	180	492	1	1
0915	宇都宮市	09-201	3	1	1	129	299	2	1
1015	前橋市	10-201	3	1	1	126	231	1	1
1025	高崎市	10-202	3	1	1	162	340	3	1
1115	川崎市	11-201	2	1	1	130	377	2	1
1125	越谷市	11-222	3	1	1	159	352	1	1
1135	川口市	11-203	7	1	1	341	879	3	1
1215	船橋市	12-204	7	1	1	408	929	4	1
1225	柏市	12-217	3	1	1	232	392	2	1
1315	八王子市	13-201	4	1	1	225	558	2	1
1415	横須賀市	14-201	4	1	1	288	676	3	1
1615	富山市	16-201	3	1	1	154	374	-	-
1715	金沢市	17-201	3	1	1	169	444	2	1
2015	長野市	20-201	1	1	1	29	57	-	-
2115	岐阜市	21-201	4	1	1	209	481	2	1
2315	豊橋市	23-201	3	1	1	165	462	1	1
2325	豊田市	23-211	1	1	1	49	174	1	1
2335	岡崎市	23-202	3	1	1	153	462	1	1
2515	大津市	25-201	4	1	1	224	510	1	1
2725	高槻市	27-207	4	1	1	200	516	2	1
2735	東大阪市	27-227	5	1	1	333	647	2	1
2745	豊中市	27-203	6	1	1	254	568	2	1
2755	枚方市	27-210	4	1	1	210	529	3	1
2765	八尾市	27-212	2	1	1	98	241	-	-
2815	姫路市	28-201	2	1	1	92	212	-	-
2825	西宮市	28-204	6	1	1	323	810	3	1
2835	尼崎市	28-202	6	1	1	311	595	4	1
2845	明石市	28-203	3	1	1	136	273	1	1
2915	奈良市	29-201	6	1	1	315	620	2	1
3015	和歌山市	30-201	1	1	1	121	293	-	-
3115	鳥取市	31-201	3	1	1	166	416	1	1
3215	松江市	32-201	1	1	1	47	126	-	-
3325	倉敷市	33-202	5	1	1	286	752	3	1
3415	福山市	34-207	5	1	1	314	755	1	1
3425	呉市	34-202	2	1	1	113	207	1	1
3515	下関市	35-201	2	1	1	99	272	1	1
3715	高松市	37-201	4	1	1	231	449	4	1
3815	松山市	38-201	2	1	1	135	334	2	1
3915	高知市	39-201	2	1	1	75	170	-	-
4015	久留米市	40-203	3	1	1	76	198	2	1
4215	長崎市	42-201	3	1	1	140	289	2	1
4225	佐世保市	42-202	6	1	1	344	861	2	1
4415	大分市	44-201	5	1	1	285	716	1	1
4515	宮崎市	45-201	5	1	1	302	725	2	1
4615	鹿児島市	46-201	4	1	1	278	572	2	1
4715	那覇市	47-201	1	1	1	50	126	1	1

注：各都道府県は政令指定都市及び中核市を含まない。

3. 現行の推計方法

(1) 大規模調査

- ① **世帯票・健康票**（結果は都道府県・指定都市別に表章）
- ア 右記の計算により都道府県・指定都市別の拡大乗数を算出する。
 - イ 拡大乗数を調査結果から得られた都道府県・指定都市別世帯数・世帯人員の実数に乗ずる。
 - ウ 全国値は都道府県・指定都市の総計
- ② **所得票・貯蓄票**（結果は全国値のみ表章）
- ア 右記の計算により都道府県・指定都市別の拡大乗数を算出する。
 - イ 拡大乗数を調査結果から得られた都道府県・指定都市別世帯数・世帯人員・所得金額の実数に乗ずる。
 - ウ 全国値は都道府県・指定都市の総計
- ③ **介護票**（結果は全国値のみ表章）
- ア 右記の計算により都道府県・指定都市別の拡大乗数を算出する。
 - イ 拡大乗数を調査結果から得られた都道府県・指定都市別世帯数・世帯人員の実数に乗ずる。
 - ウ 全国値は都道府県・指定都市の総計

$$\frac{\text{6月1日現在推計日本人口}}{\text{世帯票から得られた総世帯人員}} = \text{拡大乗数}$$

※6月1日現在推計日本人口は当省で推計

$$\frac{\text{国勢調査地区数(後置番号1)}}{\text{世帯票実施地区数(後置番号1)}} \times \frac{\text{世帯票実施地区から設定された単位区数}}{\text{所得票実施単位区数}} = \text{拡大乗数}$$

※国勢調査地区数は抽出時に使用した年次の地区数である。

$$\frac{\text{6月1日現在推計日本人口}}{\text{世帯票から得られた総世帯人員}} \times \frac{\text{世帯票の介護認定者数}}{\text{介護票の認定者数}} = \text{拡大乗数}$$

(2) 簡易調査

- ① **世帯票**（結果は全国値のみ表章）
- ア 右記の計算により拡大乗数を算出する。
 - イ 拡大乗数を調査結果から得られた世帯数・世帯人員の実数に乗ずる。
- ② **所得票**
- 拡大乗数を用いた推計は行っていない。

$$\frac{\text{6月1日現在推計日本人口}}{\text{世帯票から得られた総世帯人員}} = \text{拡大乗数}$$

※6月1日現在推計日本人口は当省で推計

4. 平成29年度における推計方法の見直しの検討 (国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた研究会)

国勢調査と国民生活基礎調査の結果の分布にかい離が認められることから、結果精度向上等を図るため推計方法の見直しとして、全部不詳データ（無回答世帯）を補正した上で推計を行う3種類の方法について検証・検討を行った。

(1) 世帯票の推定

① 世帯票の調査区別有効回答世帯数を用いる方法【試算①】

各調査区における標準的な世帯数を40と想定し、有効回答世帯数が40に満たない調査区は有効回答世帯数の逆数を用いた調整係数を乗じて世帯数が40となるよう調整する。その上で、都道府県・指定都市別に6月1日の推計人口と調整後の有効回答世帯員数の比から、修正拡大乗数を算出する。各個票に「調整係数×修正拡大乗数」をウエイトとして付与して、各推計値を算出する。

$$\begin{aligned}
 \text{(調査区別) 調整係数} &= \begin{cases} 1.0 & (n \geq 40) \\ 40/n & (n < 40) \end{cases} \quad (n: 1 \text{ 調査区内の回答世帯数}) \\
 \text{(県・指定都市別) 修正拡大乗数} &= \frac{\text{(県・指定都市別) 6月1日推計人口}}{\text{(県・指定都市別) 調整後の世帯員数の合計}} \\
 \text{※ (県・指定都市別) 調整後の世帯員数の合計} &= \sum \text{調整係数} \times \text{世帯員数}
 \end{aligned}$$

② 国勢調査の結果を利用する方法（世帯構造×世帯主年齢階級別世帯分布を用いる方法その1）【試算②】

調整係数を下記のとおり層別とした上で、①と同様の方法により県・指定都市別の修正拡大乗数を算出し、各個票に「調整係数×修正拡大乗数」をウエイトとして付与して、各推計値を算出する。

$$\begin{aligned}
 \text{(層別) 調整係数} &= \frac{\text{(層別) 平成22年国勢調査世帯数}}{\text{(層別) 世帯票有効回答世帯数}} \\
 \text{※「層別」: 県・指定都市} &\times \text{世帯構造} \times \text{世帯主年齢階級別}
 \end{aligned}$$

イメージ

	世帯構造						
	単独(男)	単独(女)	夫婦のみ	夫婦と未婚の子	ひとり親と未婚の子	三世帯	その他
19歳以下	12,032	9,589	45	68	94	2	331
20～24歳	43,944	36,344	2,471	4,054	1,564	147	4,125
25～29歳	39,652	32,428	13,832	22,376	5,148	654	5,468
世帯主年齢
階級
75～79歳	13,557	47,182	71,234	17,452	12,606	5,024	4,358
80歳以上	17,325	67,303	61,714	12,820	19,739	5,038	5,598
不詳	4,930	3,287	0	0	0	0	272

③ 所得票の有効回答世帯数の割合を用いる方法（世帯構造×世帯主年齢階級別世帯分布を用いる方法その2）【試算③】

県・指定都市×世帯構造×世帯主年齢階級別の調整係数として、所得票の回収率の逆数を用いる以外は②と同じ方法である。なお、所得票調査対象世帯が存在しない区分または回収率が0の区分が発生した場合は、適宜全国値を代入するなどして補う。

(2) 所得票・貯蓄票の推定

※ 基本的には世帯票と同様の試算である。世帯票の推定と異なる部分は以下のとおり。

① 所得票の単位区別回答世帯数を用いる方法【試算①】

所得票は、調査区を地理的に分割した単位区で調査をしている。

このため、調査区毎ではなく単位区毎に回答世帯数の差を補正する。単位区の標準世帯数を20とし、有効回答世帯数が20に満たない単位区は、20となるよう調整係数を用いる。所得票の拡大乗数は単位区を使ったものなので、現行の数値を使用し、各個票に「調整係数×(現行)拡大乗数」をウェイトとして付与して、各推計値を算出する。

$$\text{調整係数} = \begin{cases} 1.0 & (n \geq 20) \\ 20/n & (n < 20) \end{cases} \quad (n: 1 \text{ 単位区内の回答世帯数})$$

② 国勢調査の結果を利用する方法 (世帯構造×世帯主年齢階級別世帯分布を用いる方法その1) 【試算②】

国勢調査と比較する対象として所得票の有効回答世帯数を使う以外は世帯票の②と同じ方法である。

③ 所得票の有効客体数の割合を用いる方法 (世帯構造×世帯主年齢階級別世帯分布を用いる方法その2) 【試算③】

世帯票と所得票で調査票の回収に同じような偏りが発生すると仮定して、県・指定都市×世帯構造×世帯主年齢階級別の調整係数として、所得票の回収率の逆数の2乗を用いる。それ以外は、世帯票の②と同じ方法である。

(3) 世帯票の補正結果

① 世帯構造別、世帯類型別にみた世帯数及び平均世帯人員

現行方式に比べ、

- ・単独世帯は、いずれの試算でも増加、特に試算②③の増加幅が大きい
- ・夫婦のみの世帯は、試算②③で減少
- ・夫婦と未婚の子のみの世帯は、いずれの試算でも減少
- ・三世帯世帯は、試算①で増加、試算②で減少
- ・高齢者世帯は、試算①で増加、試算②③で減少
- ・ひとり親と未婚の子のみの世帯、母子世帯は、試算②の増加幅が大きい
- ・平均世帯人員は、いずれの試算でも減少、特に試算②③の減少幅が大きい

世帯構造－世帯類型別にみた世帯数及び平均世帯人員の年次推移

年次	総数	世帯構造						世帯類型				平均世帯人員
		単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯	
		推計数 (単位：千世帯)						推計数 (単位：千世帯)				(人)
昭和61年	37 544	6 826	5 401	15 525	1 908	5 757	2 127	2 362	600	115	34 468	3.22
平成元年	39 417	7 866	6 322	15 478	1 985	5 599	2 166	3 057	554	100	35 707	3.10
4	41 210	8 974	7 071	15 247	1 998	5 390	2 529	3 688	480	86	36 957	2.99
7	40 770	9 213	7 488	14 398	2 112	5 082	2 478	4 390	483	84	35 812	2.91
10	44 496	10 627	8 781	14 951	2 364	5 125	2 648	5 614	502	78	38 302	2.81
13	45 664	11 017	9 403	14 872	2 618	4 844	2 909	6 654	587	80	38 343	2.75
16	46 323	10 817	10 161	15 125	2 774	4 512	2 934	7 874	627	90	37 732	2.72
19	48 023	11 983	10 636	15 015	3 006	4 045	3 337	9 009	717	100	38 197	2.63
20	47 957	11 928	10 730	14 732	3 202	4 229	3 136	9 252	701	94	37 910	2.63
21	48 013	11 955	10 688	14 890	3 230	4 015	3 234	9 623	752	93	37 545	2.62
22現行	48 638	12 386	10 994	14 922	3 180	3 835	3 320	10 207	708	77	37 646	2.59
試算①	49 234	13 109	11 064	14 632	3 216	3 852	3 361	10 481	713	76	37 965	2.55
試算②	51 448	16 136	10 360	14 554	4 557	3 710	2 131	9 477	1 028	112	40 830	2.44
試算③	50 341	14 924	10 451	14 328	3 419	3 832	3 386	10 053	836	88	39 363	2.50
22国調	51 842	16 785	10 244	14 440	4 523	3 658	2 193	9 415	756	89	41 582	2.42
		構成割合 (単位：%)						構成割合 (単位：%)				
昭和61年	100.0	18.2	14.4	41.4	5.1	15.3	5.7	6.3	1.6	0.3	91.8	・
平成元年	100.0	20.0	16.0	39.3	5.0	14.2	5.5	7.8	1.4	0.3	90.6	・
4	100.0	21.8	17.2	37.0	4.8	13.1	6.1	8.9	1.2	0.2	89.7	・
7	100.0	22.6	18.4	35.3	5.2	12.5	6.1	10.8	1.2	0.2	87.8	・
10	100.0	23.9	19.7	33.6	5.3	11.5	6.0	12.6	1.1	0.2	86.1	・
13	100.0	24.1	20.6	32.6	5.7	10.6	6.4	14.6	1.3	0.2	84.0	・
16	100.0	23.4	21.9	32.7	6.0	9.7	6.3	17.0	1.4	0.2	81.5	・
19	100.0	25.0	22.1	31.3	6.3	8.4	6.9	18.8	1.5	0.2	79.5	・
20	100.0	24.9	22.4	30.7	6.7	8.8	6.5	19.3	1.5	0.2	79.0	・
21	100.0	24.9	22.3	31.0	6.7	8.4	6.7	20.0	1.6	0.2	78.2	・
22現行	100.0	25.5	22.6	30.7	6.5	7.9	6.8	21.0	1.5	0.2	77.4	・
試算①	100.0	26.6	22.5	29.7	6.5	7.8	6.8	21.3	1.4	0.2	77.1	・
試算②	100.0	31.4	20.1	28.3	8.9	7.2	4.1	18.4	2.0	0.2	79.4	・
試算③	100.0	29.6	20.8	28.5	6.8	7.6	6.7	20.0	1.7	0.2	78.2	・
22国調	100.0	32.4	19.8	27.9	8.7	7.1	4.2	18.2	1.5	0.2	80.2	・

注：1 端数処理（四捨五入）の関係で、合計が一致しないことがある。
 2 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 3 青枠は現行方式により増加している場合、赤枠は現行方式より減少している場合である。
 試算①：地区別回答世帯数による補正を行った試算
 試算②：H22国勢調査ベース世帯数による補正を行った試算
 試算③：所得票有効回答率による補正を行った試算
 22国調：平成22年国勢調査（一般世帯）

(3) 世帯票の補正結果

② 年齢階級別にみた世帯人員

現行方式に比べ、

- ・19歳以下では、いずれの試算でも減少
- ・20～29歳では、いずれの試算でも増加、特に試算②③の増加幅が大きい
- ・30～34歳では、試算②③で増加、特に試算②の増加幅が大きい
- ・35～44歳では、試算②で増加
- ・45～54歳では、試算③で増加
- ・55～59歳では、試算②で減少
- ・60～79歳では、試算②③で減少、特に試算②の減少幅が大きい
- ・80歳以上では、試算②で減少

年齢階級別にみた世帯人員の年次推移

年次	総数	19歳以下	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80歳以上	不詳
推計数 (単位: 千人)																
昭和61年	120,946	35,380	7,532	7,321	8,526	11,366	8,718	8,391	8,114	7,191	5,774	4,276	3,575	2,571	2,204	6
平成元年	122,312	33,490	8,097	7,362	7,685	9,776	9,971	9,292	8,105	7,643	6,634	4,929	3,782	2,934	2,593	19
4	123,303	31,216	8,946	7,590	7,535	8,260	10,995	8,730	8,586	8,114	7,241	5,717	4,106	3,110	3,053	103
7	118,835	27,647	8,835	7,624	7,344	7,370	8,830	9,936	8,651	7,759	7,296	6,289	4,618	3,122	3,421	95
10	125,146	27,158	8,743	8,714	7,827	7,650	7,951	10,405	9,302	8,622	8,117	7,163	5,590	3,683	4,185	36
13	125,736	25,958	7,582	8,823	8,335	7,800	7,803	8,691	11,039	8,495	8,079	7,684	6,301	4,437	4,650	60
16	126,169	25,141	6,711	7,521	8,854	8,252	7,847	7,928	9,614	9,685	9,080	7,879	6,795	5,340	5,410	111
19	126,083	23,908	6,181	6,824	8,752	9,079	7,970	7,716	8,266	10,793	8,610	8,346	7,145	5,643	6,451	400
22現行	125,739	23,235	5,748	6,167	7,415	9,221	8,521	8,045	7,939	9,227	10,310	8,787	7,282	6,175	7,524	142
試算①	125,739	22,835	5,809	6,207	7,381	9,123	8,434	8,002	7,938	9,253	10,318	8,852	7,402	6,315	7,719	150
試算②	125,738	22,905	6,349	7,232	8,357	9,832	8,758	8,031	7,702	8,700	9,858	8,202	6,859	5,804	7,007	141
試算③	125,739	22,922	6,397	6,704	7,668	8,977	8,296	8,151	8,006	9,485	10,067	8,368	7,000	5,901	7,609	187
推計人口	125,739	22,753	6,560	7,207	8,170	9,539	8,493	7,793	7,568	8,713	9,737	8,244	6,924	5,899	8,138	.
構成割合 (単位: %)																
昭和61年	100.0	29.3	6.2	6.1	7.0	9.4	7.2	6.9	6.7	5.9	4.8	3.5	3.0	2.1	1.8	0.0
平成元年	100.0	27.4	6.6	6.0	6.3	8.0	8.2	7.6	6.6	6.2	5.4	4.0	3.1	2.4	2.1	0.0
4	100.0	25.3	7.3	6.2	6.1	6.7	8.9	7.1	7.0	6.6	5.9	4.6	3.3	2.5	2.5	0.1
7	100.0	23.3	7.4	6.4	6.2	6.2	7.4	8.4	7.3	6.5	6.1	5.3	3.9	2.6	2.9	0.1
10	100.0	21.7	7.0	7.0	6.3	6.1	6.4	8.3	7.4	6.9	6.5	5.7	4.5	2.9	3.3	0.0
4	100.0	20.6	6.0	7.0	6.6	6.2	6.2	6.9	8.8	6.8	6.4	6.1	5.0	3.5	3.7	0.0
16	100.0	19.9	5.3	6.0	7.0	6.5	6.2	6.3	7.6	7.7	7.2	6.2	5.4	4.2	4.3	0.1
19	100.0	19.0	4.9	5.4	6.9	7.2	6.3	6.1	6.6	8.6	6.8	6.6	5.7	4.5	5.1	0.3
22現行	100.0	18.5	4.6	4.9	5.9	7.3	6.8	6.4	6.3	7.3	8.2	7.0	5.8	4.9	6.0	0.1
試算①	100.0	18.2	4.6	4.9	5.9	7.3	6.7	6.4	6.3	7.4	8.2	7.0	5.9	5.0	6.1	0.1
試算②	100.0	18.2	5.0	5.8	6.6	7.8	7.0	6.4	6.1	6.9	7.8	6.5	5.5	4.6	5.6	0.1
試算③	100.0	18.2	5.1	5.3	6.1	7.1	6.6	6.5	6.4	7.5	8.0	6.7	5.6	4.7	6.1	0.1
推計人口	100.0	18.1	5.2	5.7	6.5	7.6	6.8	6.2	6.0	6.9	7.7	6.6	5.5	4.7	6.5	.

注: 1 端数処理(四捨五入)の関係で、合計が一致しないことがある。
 2 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 3 青枠は現行方式により増加している場合、赤枠は現行方式より減少している場合である。
 試算①: 地区別回答世帯数による補正を行った試算
 試算②: H22国勢調査ベース世帯数による補正を行った試算
 試算③: 所得票有効回答率による補正を行った試算
 推計人口: 平成22年6月1日現在推計人口(日本人人口)

(4) 所得票の補正結果

① 所得中央値・五分位

現行方式に比べ、

- ・中央値を含む各分位値ともいずれの試算でも低下、特に、試算②③で低下幅が大きい

H22 所得中央値・五分位

(単位 万円)

	補正方法別				
	ウェイトなし	現行方式	単位区分別回答 世帯数による補正 (試算①)	H22国勢調査 による補正 (試算②)	所得票有効回答 率による補正 (試算③)
一世帯当たり 平均所得金額	537.5	549.6	544.1	528.5	527.9
中央値	427	438	423	415	408
所得五分位 階級別分位値	202	208	202	199	190
	351	359	350	340	332
	524	535	520	509	506
	801	810	804	785	796

(4) 所得票の補正結果

② 1世帯当たり平均所得金額

現行方式に比べ、

- ・全世帯では、いずれの試算でも低下、特に試算②③で低下幅が大きい
- ・高齢者世帯及び児童のいる世帯では、試算①で上昇、試算②③で低下

1世帯当たり平均所得金額

	21現行	試算 ①	試算 ②	試算 ③
全世帯(万円)	549.6	544.1	528.5	527.9
対前年増加率(%)	0.4	△0.6	△3.5	△3.6
高齢者世帯(万円)	307.9	316.9	303.7	296.0
対前年増加率(%)	3.7	6.7	2.3	△0.3
児童のいる世帯(万円)	697.3	700.3	685.7	693.5
対前年増加率(%)	1.3	1.7	△0.4	0.7

注：青枠は現行方式により上昇している場合、赤枠は現行方式より低下している場合である。

試算①：単位別回答世帯数による補正を行った試算

試算②：H22国勢調査ベース世帯数による補正を行った試算

試算③：所得票有効回答率による補正を行った試算

現行：以下の計算により1世帯当たりの平均所得金額等を推計している。

- (1) 都道府県・指定都市別の、国勢調査調査区数と世帯数の実査地区数の比及び世帯票実査地区から設定された単位区数と所得票の実査単位区数の比(拡大乗数)を求める。
- (2) 「(1)」の比(拡大乗数)を集落抽出により実施した調査結果から得られた世帯数に乗ずる。

(参考) 推計方法等に「国勢調査結果」を使用するに当たっての問題点

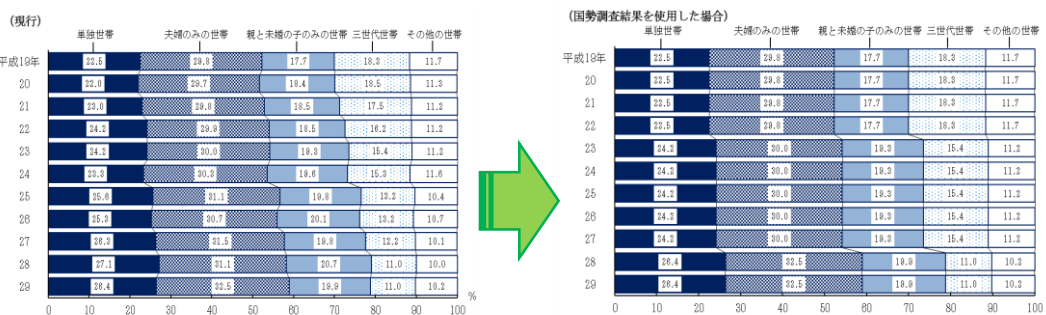
○毎年の世帯構造等の変化がみられない

国勢調査が5年に1度であることから、その間の4年間は国勢調査と同様の層別情報が得られない。仮に、5年間同一の国勢調査結果を使用した場合、世帯構造別の構成割合は同一の結果となり、この間の高齢化、核家族化等の変化が見られなくなることとなる。

	集計作業時期						
	H28.1	H29.1	H30.1	H31.1	R2.1	R3.1	R4.1
国民生活基礎調査結果	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)
使用可能な国勢調査結果	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年	平成27年	平成27年	令和2年

平成28～令和2年調査結果は、平成27年国勢調査結果を基に推計

例えば、「65歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移」については、以下の左の図（現行）から右の図（国勢調査結果を使用した場合）のような結果となる。



○集計作業時に使用できる国勢調査結果は過去のものとなる

国民生活基礎調査では、調査結果の集計作業を概ね実査年の翌年1月に開始している。

一方、国勢調査結果（人口等基本集計：全国編・都道府県編）は実査年の翌年10月に公表している。

そのため、両者が同一年に調査を実施していた場合であっても、国民生活基礎調査の集計作業で使用できる国勢調査結果は、5年前の前回結果となることから、推計に使用するデータとして適当であるとは言いがたい。

	集計作業時期						
	H28.1	H29.1	H30.1	H31.1	R2.1	R3.1	R4.1
国民生活基礎調査結果	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)
使用可能な国勢調査結果	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年	平成27年	平成27年	令和2年

↓
平成27年調査結果は、平成22年国勢調査結果を基に推計

5-1. 推計方法の見直しの方向性

推計方法の見直しについては、

- ① 国勢調査結果とのかい離是正を図るための世帯属性ごとのきめ細かな層別の拡大乗数の設定
- ② 国勢調査の中間年における推計方法の検討
- ③ 調査票回収不能世帯の補てい方法の確立

等の課題について、諸外国の類似調査の推計方法等も参考に検討し、2020年末までに結論を得たうえで、早期に改善を図ることが求められている。

「国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた研究会」（平成29年7月～30年3月）においては、国勢調査の結果を利用し、全部不詳データ（無回答世帯）を補正した上で推計を行う方法を試みたところ、その推計結果は国勢調査結果とのかい離が解消される一方で、

- ① 国勢調査が5年に1度であることから、その間の4年間は国勢調査と同様の層別情報が得られない
- ② 国民生活基礎調査の集計作業時に使用できる国勢調査の結果は過去のものとなる等の問題があり、新たな推計方法として採用するに至らなかった。

そこで、上記推計方法のうち、国勢調査の結果に代えて国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（以下「全国推計」という）、「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（以下「都道府県別推計」という）を利用した新たな推計方法を検証・検討してみてはどうか。

5-2. 推計方法の見直しの方向性

平成29年度に開催した「国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた研究会」においては、世帯票の場合、国勢調査の結果を利用（試算②）し、全部不詳データ（無回答世帯）を補正した上で推計を行う方法については、以下のとおり調整係数を層別（都道府県・指定都市×世帯構造×世帯主の年齢階級別の世帯分布）とした上で、都道府県・指定都市別に6月1日の推計人口と調整後の有効回答世帯員数の比から、修正拡大乗数を算出し、各個票に「調整係数×修正拡大乗数」をウェイトとして付与して、各推計値を算出したところ。

推計方法の見直しにあたっては、この調整係数を算出する際に利用した国勢調査世帯数を、簡易調査では「全国推計」、大規模調査では「都道府県別推計」の数値に置き換えて、各推計値を算出する。

「全国推計」又は「都道府県別推計」の数値

国勢調査結果を利用する方法

(層別) 国勢調査世帯数

イメージ

$$\text{(層別) 調整係数} = \frac{\text{(層別) 国勢調査世帯数}}{\text{(層別) 世帯票有効回答世帯数}}$$

※ 「層別」：県・指定都市×世帯構造×世帯主年齢階級別

(県・指定都市別) 6月1日推計人口

$$\text{(県・指定都市別) 修正拡大乗数} = \frac{\text{(県・指定都市別) 6月1日推計人口}}{\text{(県・指定都市別) 調整後の世帯員数の合計}}$$

※ (県・指定都市別) 調整後の世帯員数の合計 = \sum 調整係数×世帯員数

例：北海道の層別国勢調査世帯数

(単位：世帯)

	世帯構造						
	単独(男)	単独(女)	夫婦のみ	夫婦と未婚の子	ひとり親と未婚の子	三世帯	その他
19歳以下	12,032	9,589	45	68	94	2	331
20~24歳	43,944	36,344	2,471	4,054	1,564	147	4,125
25~29歳	39,652	32,428	13,832	22,376	5,148	654	5,468
30~34歳	34,815	24,777	20,373	55,569	10,934	2,027	4,203
35~39歳	37,213	23,079	22,195	82,181	20,165	4,208	3,898
40~44歳	31,971	18,675	18,452	77,219	25,485	6,537	3,630
45~49歳	31,112	18,148	20,197	75,389	29,297	10,812	4,685
50~54歳	30,034	20,375	30,991	65,870	25,592	13,934	7,664
55~59歳	33,063	28,976	58,540	61,320	24,057	16,577	13,732
60~64歳	28,658	38,075	90,914	54,053	20,990	15,201	16,373
65~69歳	19,317	38,509	85,296	34,147	14,783	8,643	9,642
70~74歳	15,967	42,393	82,620	24,794	13,435	6,594	6,123
75~79歳	13,557	47,182	71,234	17,452	12,606	5,024	4,358
80歳以上	17,325	67,303	61,714	12,820	19,739	5,038	5,598
不詳	4,930	3,287	0	0	0	0	272

(参考) 国勢調査結果と全国推計の比較

一般世帯数について、平成27年国勢調査結果と全国推計（平成25年1月推計）（※）における平成27年推計値を比較してみると、国勢調査が428千世帯多くなっている。

これを世帯構造別にみると、「単独世帯」で国勢調査が781千世帯多くなっているが、それ以外の区分ではあまり違いはみられない。

※平成22（2010）年の国勢調査を基に、2010～35年の25年間について将来推計を行っている。

○世帯構造別にみた一般世帯数

（単位：千世帯）

	総数	単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と未婚の 子のみ世帯	ひとり親と未婚 の子のみ世帯	三世帯世帯	その他の世帯	不詳
27国勢調査(A)	53,332	18,418	10,718	14,288	4,748	3,023	2,001	135
27全国推計(B)	52,904	17,637	10,861	14,274	4,982	5,150		—
(A)-(B)	428	781	-143	14	-234	-126		135
参考)27国生調査	50,361	13,517	11,872	14,820	3,624	3,264	3,265	—

○世帯構造別にみた一般世帯数の構成割合

	総数	単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と未婚の 子のみ世帯	ひとり親と未婚 の子のみ世帯	三世帯世帯	その他の世帯	不詳
27国勢調査(A)	100.0%	34.5%	20.1%	26.8%	8.9%	5.7%	3.8%	0.3%
27全国推計(B)	100.0%	33.3%	20.5%	27.0%	9.4%	9.7%		—
参考)27国生調査	100.0%	26.8%	23.6%	29.4%	7.2%	6.5%	6.5%	—

一般世帯数について、世帯主の年齢階級別に、平成27年国勢調査結果と全国推計（平成25年1月推計）における平成27年推計値を比較してみると、いずれの年齢階級でもその差は約150千世帯以内となっている。

○世帯主の年齢階級別にみた一般世帯数

（単位：千世帯）

	総数	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
27国勢調査(C)	53,332	372	1,728	2,468	3,083	3,718	4,612	4,374	4,194	4,073
27全国推計(D)	52,904	397	1,778	2,429	3,101	3,864	4,754	4,528	4,274	4,133
(C)-(D)	428	-25	-50	39	-18	-146	-142	-154	-80	-60
参考)27国生調査	50,361	239	1,043	1,590	2,133	2,978	4,136	4,224	4,048	4,255

	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	不詳
27国勢調査(C)	4,719	5,577	4,535	3,744	2,850	2,107	1,178
27全国推計(D)	4,758	5,507	4,564	3,766	2,866	2,183	-
(C)-(D)	-39	70	-29	-22	-16	-76	1,178
参考)27国生調査	5,161	5,832	4,980	4,212	5,445		85

○世帯主の年齢階級別にみた一般世帯数の構成割合

	総数	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
27国勢調査(C)	100.0%	0.7%	3.2%	4.6%	5.8%	7.0%	8.6%	8.2%	7.9%	7.6%
27全国推計(D)	100.0%	0.8%	3.4%	4.6%	5.9%	7.3%	9.0%	8.6%	8.1%	7.8%
参考)27国生調査	100.0%	0.5%	2.1%	3.2%	4.2%	5.9%	8.2%	8.4%	8.0%	8.4%

	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	不詳
27国勢調査(C)	8.8%	10.5%	8.5%	7.0%	5.3%	4.0%	2.2%
27全国推計(D)	9.0%	10.4%	8.6%	7.1%	5.4%	4.1%	-
参考)27国生調査	10.2%	11.6%	9.9%	8.4%	10.8%		0.2%

5-3. 推計方法の見直しの方向性

(1) 世帯票・健康票の新たな推計方法

① 大規模調査 ※世帯票・健康票共通

$$\text{(層別) 調整係数} = \frac{\text{(層別) 都道府県別推計世帯数}}{\text{(層別) 世帯票有効回答世帯数}}$$

※「層別」：県・指定都市×世帯構造×世帯主年齢階級別

$$\text{(県・指定都市別) 修正拡大乗数} = \frac{\text{(県・指定都市別) 6月1日推計人口}}{\text{(県・指定都市別) 調整後の世帯員数の合計}}$$

※(県・指定都市別) 調整後の世帯員数の合計 = \sum 調整係数×世帯員数

→ 各個票に「調整係数×修正拡大乗数」をウエイトとして付与して、各推計値を算出

② 簡易調査 ※世帯票のみ

$$\text{(層別) 調整係数} = \frac{\text{(層別) 全国推計世帯数}}{\text{(層別) 世帯票有効回答世帯数}}$$

※「層別」：世帯構造×世帯主年齢階級別

$$\text{修正拡大乗数} = \frac{\text{6月1日推計人口}}{\text{調整後の世帯員数の合計}}$$

※調整後の世帯員数の合計 = \sum 調整係数×世帯員数

→ 各個票に「調整係数×修正拡大乗数」をウエイトとして付与して、各推計値を算出

(2) 所得票・貯蓄票の新たな推計方法

① 大規模調査 ※所得票・貯蓄票共通

$$\text{(層別) 調整係数} = \frac{\text{(層別) 都道府県別推計世帯数}}{\text{(層別) 所得票有効回答世帯数}}$$

※「層別」：県・指定都市×世帯構造×世帯主年齢階級別

$$\text{(県・指定都市別) 修正拡大乗数} = \frac{\text{(県・指定都市別) 6月1日推計人口}}{\text{(県・指定都市別) 調整後の世帯員数の合計}}$$

※ (県・指定都市別) 調整後の世帯員数の合計 = \sum 調整係数×世帯員数

→ 各個票に「調整係数×修正拡大乗数」をウエイトとして付与して、各推計値を算出

② 簡易調査 ※所得票のみ

$$\text{(層別) 調整係数} = \frac{\text{(層別) 全国推計世帯数}}{\text{(層別) 所得票有効回答世帯数}}$$

※「層別」：世帯構造×世帯主年齢階級別

$$\text{修正拡大乗数} = \frac{\text{6月1日推計人口}}{\text{調整後の世帯員数の合計}}$$

※調整後の世帯員数の合計 = \sum 調整係数×世帯員数

→ 各個票に「調整係数×修正拡大乗数」をウエイトとして付与して、各推計値を算出

(3) 介護票の新たな推計方法

$$\text{(層別) 調整係数} = \frac{\text{(層別) 都道府県別推計世帯数}}{\text{(層別) 世帯票有効回答世帯数}}$$

※「層別」：県・指定都市×世帯構造×世帯主年齢階級別

$$\text{(県・指定都市別) 修正拡大乗数} = \frac{\text{(県・指定都市別) 6月1日推計人口}}{\text{(県・指定都市別) 調整後の世帯員数の合計}} \times \frac{\text{(県・指定都市別) 世帯票の介護認定者数}}{\text{(県・指定都市別) 介護票の認定者数}}$$

※(県・指定都市別) 調整後の世帯員数の合計 = Σ 調整係数×世帯員数

→ 各個票に「調整係数×修正拡大乗数」をウエイトとして付与して、各推計値を算出

5-4. 推計方法の見直しの方向性

まずは、次の作業を行い次回以降のWGにおいて、新たな推計方法について検証・検討してはどうか。

○作業1 大規模調査結果の検証

- ・「都道府県別推計」（2009（平成21）年12月推計）（※）における平成22年推計結果を用いて、平成22年国民生活基礎調査の結果を再集計。
 - ※ 平成17年国勢調査を基に将来推計
- ・上記再集計結果と、現行の平成22年国民生活基礎調査結果及び平成22年国勢調査結果を比較・検証。

○作業2 簡易調査結果の検証

- ・「全国推計」（2013（平成25）年1月推計）（※）における平成27年推計結果を用いて、平成27年国民生活基礎調査の結果を再集計。
 - ※ 平成22年国勢調査を基に将来推計
- ・上記再集計結果と、現行の平成27年国民生活基礎調査結果及び平成27年国勢調査結果を比較・検証。

ただし、新たな推計方法として、「全国推計」又は「都道府県別推計」を利用するに当たっては、以下の問題点がある。

○都道府県別推計に係る問題点1

推計結果は国勢調査と同一年の5年毎（2010年、2015年・・・）となり、毎年の推計値は算出していない。

○都道府県別推計に係る問題点2

指定都市別の推計値は算出していない。

○全国推計及び都道府県別推計共通の問題点

世帯構造別で「三世代世帯」を表章していない。

また、世帯類型「高齢者世帯」、「母子世帯」、「父子世帯」、「その他の世帯」も表章していない。

また、その他の問題点として、所得票・貯蓄票の結果については、真の値となるべき指標が無いため、何をもって検証・評価すべきか。